第２２期 第３３回
佐賀県有明海区漁業調整委員会

日　時：令和６年７月１９日（金）
１３：００～
場　所：佐賀県水産会館「大会議室」
（佐賀市西与賀町厘外821番地の4）

～　次　　第　～

１　開　　会

２　議　　題

（１）二枚貝類に係る試験養殖について（協議）

１　新有明支所・・・

水産第1752号
令和6年7月18日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長　西久保　敏　様

佐賀県知事　山口　祥義

スミノエガキの試験養殖について（協議）

このことについて、別添のとおり佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長西久保　敏から申請がありました。

ついては、試験養殖処理要綱第４条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：水産課）

試験養殖承認申請書

佐有漁協第146号
令和6年7月17日

佐賀県知事　山口　祥義　様

佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821番地4
佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保　敏

下記の通り試験養殖の承認を受けたいので申請いたします。

記

1.目　的

スミノエガキ養殖技術開発試験

2.水産物の名称

カキ

3.漁場の位置及び区域並びに面積

有区第1219号内の346鋼管付近
3000㎡

4.試験養殖期間

試験養殖承認より1年間

5.養殖の方法及び規模

養殖カゴによる垂下方式

添付書類

(1) 理由書
(2) 養殖試験計画書
(3) 漁場位置及び養殖施設詳細図
(4) 同意書の写し
(5) 委託契約書の写し

理　由　書

当支所では、冬期の基幹漁業として「ノリ養殖」を営んでおります。しかしながら、近年は長期化した赤潮の影響で海水中の栄養塩が枯渇し、ノリの色落ち被害が深刻化しているため、厳しい漁家経営となっています。

厳しい状況を改善するため、令和4年度から当支所青年部ではスミノエガキ養殖に取り組んできました。本種は赤潮の原因となる植物プランクトンを摂餌するため、一定の赤潮抑制効果が期待されるとともに、販売することでノリ養殖の補填収入にもなります。また成長速度が速く、甘味が強いといった特徴も兼ね備えていることから養殖対象種として有望だと考えております。

これまでの取組みの結果、本種は単年での養殖出荷が可能であることが把握できたものの、付着物による養殖カゴやカキ殻表面の汚れ、また養殖したカキ殻の形状に関して課題が残されております。課題を克服し、本種の養殖技術を確立させるため、今年度の試験養殖についてご承認をお願い致したいと存じます。

令和6年7月9日

佐賀県杵島郡白石町大字新明2813
佐賀県有明海漁協　新有明支所
支所運営委員長　久野　健児郎

■ 令和6年度 カキ養殖スケジュール，施設，漁場位置および区域

1.スケジュール

令和6年9月	・ 養殖施設の設置
令和6年9月～ 令和7年3月	・ 試験養殖開始 ・ 養殖管理(付着生物の除去、サイズ選別) ・ 養殖施設維持管理(補修、浮力調整等) ・ カキ生育調査
令和7年4月	・ 施設の撤去

2.養殖施設

別紙図面 (垂下養殖)

・ 養殖カゴ　　:SEAPA製バスケットカゴ208個、提灯かご16個

3.漁場位置及び区域図

1)養殖場所:別紙図面 (有区第1219号の346鋼管付近)

2)養殖面積:合計3000㎡

3)種苗:天然採苗したカキ稚貝

4.試験養殖従事予定者

有明海漁協 新有明支所青年部 14名

5.収支計画

1) 支出の部

費目	金額
養殖施設資材	¥0
	(既存資材流用のため)

2) 収入の部

費目	金額
カキ販売	¥1,000,000

6.種苗の供給元および供給量(予定)　　有明海での天然採苗、採苗稚貝数5万個

7.出荷先予定　　地元の直売所

8.そ　の　他

緊急時の措置

・ 台風等の接近により災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強・撤去等の措置を速やかに対処する事とする。

又、本施設に起因する被害が発生した場合は、当支所が責任を持って対処する事とする。

試　験　養　殖　漁　場　位　置　図

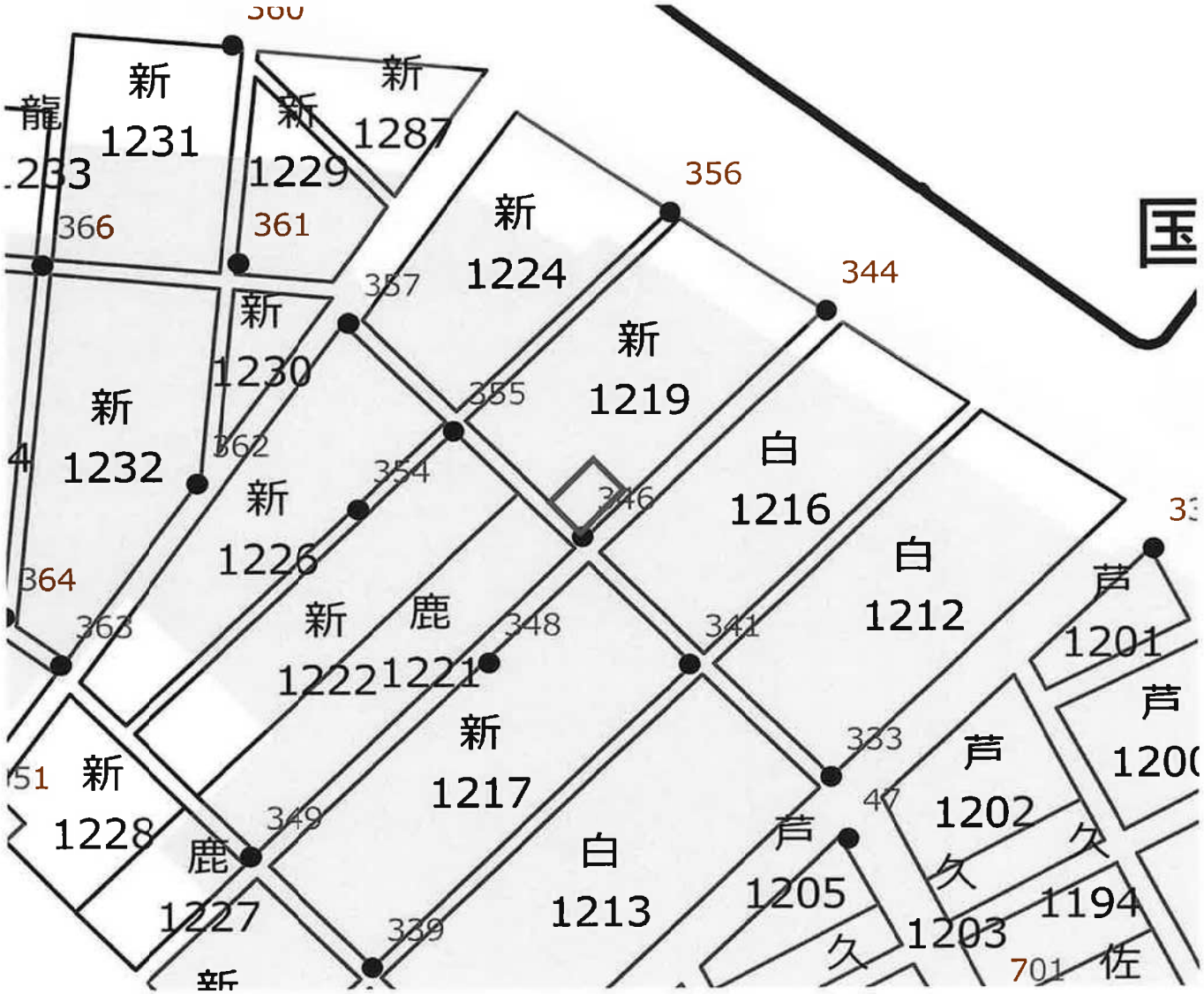
新
1231
新
1229
新
1287
新
1224
新
1219
新
1230
新
1232
新
1226
新
1222
鹿
1221
新
1217
新
1228
鹿
1227
白
1213
白
1216
白
1212
芦
1205
芦
1202
芦
1201
久
1203
久
1194
356
344
366
361
357
355
362
354
346
364
363
348
341
333
349
339
701

カキ養殖施設詳細図

平面図

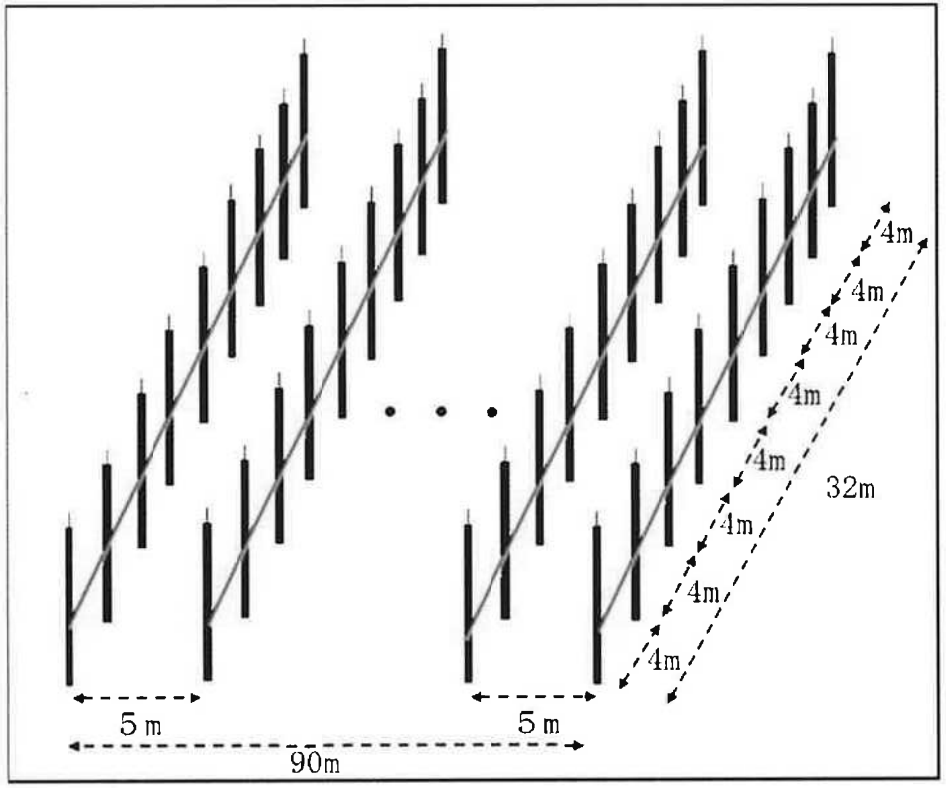

測面図

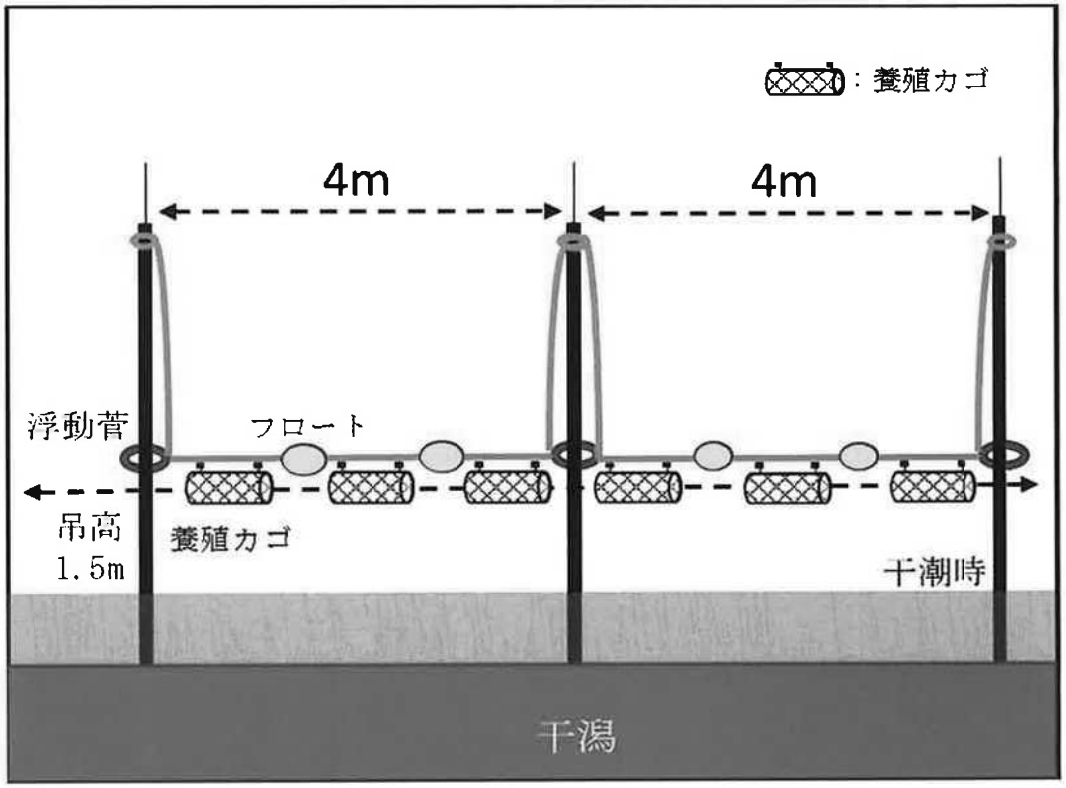

同　意　書

令和6年7月9日付新有明支所青年部の試験養殖については、異議なく同意いたします。

令和　6年 7月9 日

住　所　　佐賀県杵島郡白石町大字新明2813

佐賀県有明海漁業協同組合　白石支所

支所運営委員長　　古賀　昭洋

令和６年度スミノエガキ試験養殖業務委託契約書

令和６年度試験養殖の委託について、佐賀県有明水産振興センター（以下「甲」という。）と佐賀県有明海漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条　甲は、スミノエガキ試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

２　乙は、善良な管理者の注意をもって、業務委託を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条　乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

２　委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

第3条　甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条　業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和7年６月 30 日までとする。

（費用負担）

第5条　委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

第6条　委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

（契約の解除等）

第7条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

２　乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更をおこなうことができる。

（損害賠償）

第8条　乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

（契約外事項の処理）

第9条　この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 6 年 7月 17 日

甲　小城市芦刈町永田 2753-2
佐賀県有明水産振興センター
所長　中島　則久

乙　佐賀市西与賀町大字厘外 821 番地 4
佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保　敏

水産第1751号
令和6年7月18日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長　西久保　敏　様

佐賀県知事　山口　祥義

カキ及びアサリの試験養殖について（協議）

このことについて、別添のとおり佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長西久保　敏から申請がありました。

ついては、試験養殖処理要綱第４条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：水産課）

試験養殖承認申請書

佐有漁協第145号
令和6年7月17日

佐賀県知事　山口　祥義　様

佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821番地4
佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保　敏

下記の通り試験養殖の承認を受けたいので申請いたします。

記

1.目　的

二枚貝垂下養殖試験

2.水産物の名称

カキ・アサリ

3.漁場の位置及び区域並びに面積

有区第1265号　有区第1267号

1,500 ㎡

4.試験養殖期間

令和6年度ノリ漁期の間（令和6年10月～令和7年4月）

5.養殖の方法及び規模

コンポーズを用いた延縄垂下方式及び海苔支柱への直接吊り下げ方式

添付書類

(1) 理由書
(2) 養殖試験計画書
(3) 漁場位置及び区域図
(4) 委託契約書の写し
(5) 同意書の写し

理　由　書

当支所は、主幹漁業として冬場に「ノリ養殖業」を営んでおりますが、近年植物プランクトンの発生が多発し、栄養塩低下による色落ちで水揚げ金額は低迷が続き、漁家の経営は年々厳しくなりノリ漁家数も激減して、海苔漁場の大半が空き漁場となっている状況です。

また、春から夏にかけては、「サルボウ養殖」や「あさり養殖」を一部の漁業者が営んでおりますが、令和2年および令和3年の集中豪雨やナルトビエイの食害などで資源は激減し、漁が成り立たない状況が続いております。又、植物プランクトンを餌とする貝類は、ノリ養殖にとっても特に重要な資源であり、早急な資源回復が喫緊の課題となっております。

このような状況のなか、今年度のノリ養殖と併用して、ノリ区画の空き漁場でカキやアサリなどの貝類を育成させ、将来の本格的な養殖と漁家経営の安定化の一助と致したく考えております。

つきましては、厳しい状況をふまえて、今年度の貝類試験養殖について御承認をお願い致したいと存じます。

令和6年7月9日

佐賀県藤津郡太良町大字糸岐1558番地11
佐賀県有明海漁協　たら支所
支所運営委員長　惠　﨑　　俊

■ 令和6年度　カキ・アサリ垂下養殖試験

1.養殖試験方法

①取組み

・ノリ施設の空き漁場を利用してカゴを設置し、貝類の生育状況を確認する

②養殖による育成効果の検証

・延べ縄垂下式及び固定式で（1カゴにカキ3～5kg程度収容）

2.スケジュール

令和6年10月～	・ 養殖施設の設置 ・ 試験養殖開始（養殖カゴの設置） ・ 養殖稚貝の生育確認 ・ 養殖稚貝の測定 ・ 養殖管理（害的生物の除去等） ・ 養殖施設の維持管理（補修等）
令和7年3月	・ 養殖カゴの撤去
令和7年4月	・ 施設の撤去

3.漁場位置及び区域

1)養殖場所：有区第1265号　有区第1267号

2)養殖面積：1,500 ㎡以内

4.試験養殖従事予定者氏名

氏名　　所属

[redacted]

■ 令和6年度　カキ・アサリ垂下養殖試験

5.収支計画

1）支出の部

費目	金額
丸かご	0
養殖用浮子	0
カキ種子	**300,000**

2）収入の部

費目	金額
アサリ販売	**150,000**
カキ販売	**600,000**

※アサリ種子については、自身で採捕するため支出費用なし。（特別採捕許可有り）

6.種苗の供給元および供給量（予定）

小長井産カキ　1,000kg

地元産アサリ　150kg

7.出荷先予定

直売所又は、個人売り

8.そ　の　他

緊急時の措置

・ 台風等の接近により災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強・撤去等の措置を速やかに対処する事とする。

又、本施設に起因する被害が発生した場合は、当支所が責任を持って対処する事とする。

貝類垂下式養殖施設詳細図

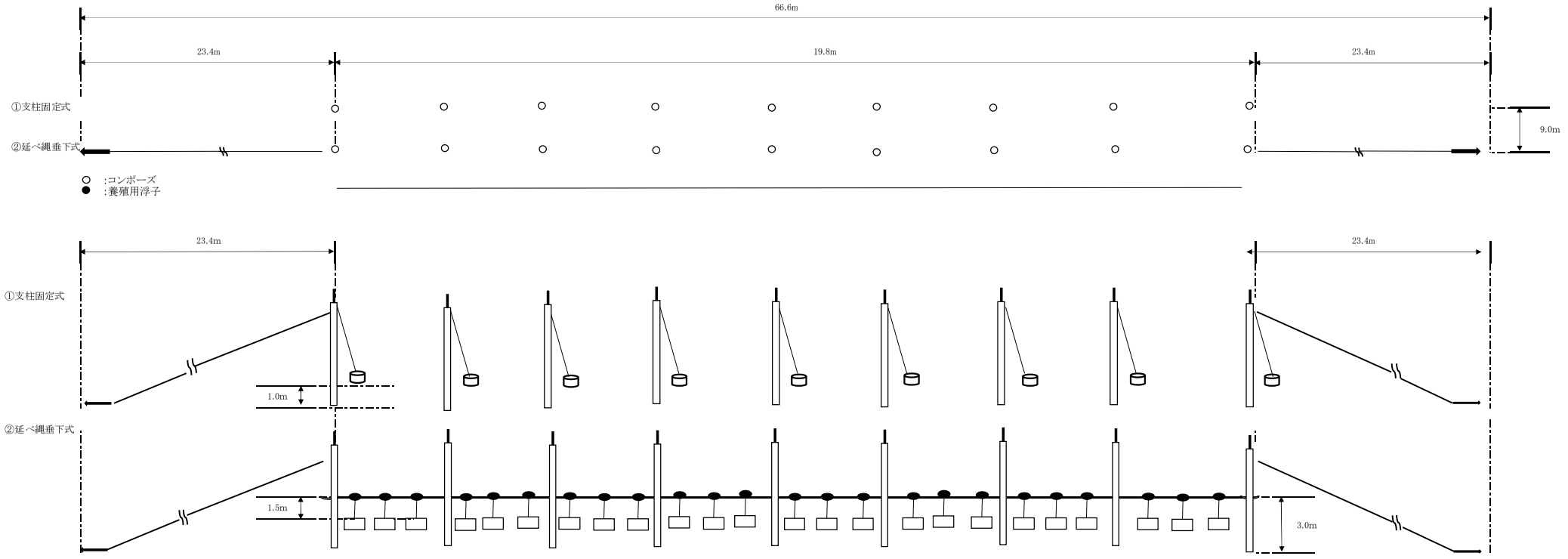

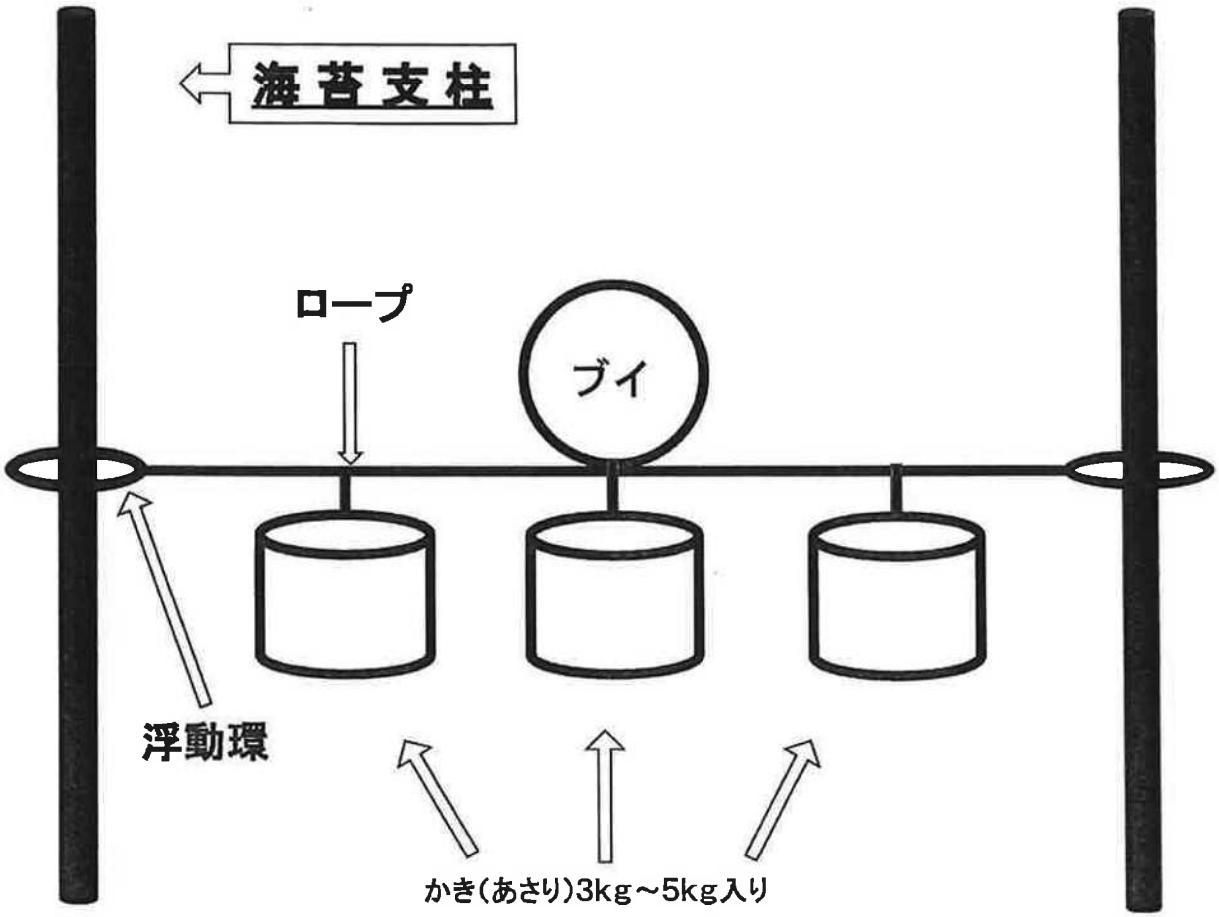
海苔支柱
ロープ
ブイ
浮動環
かき(あさり)3kg～5kg入り

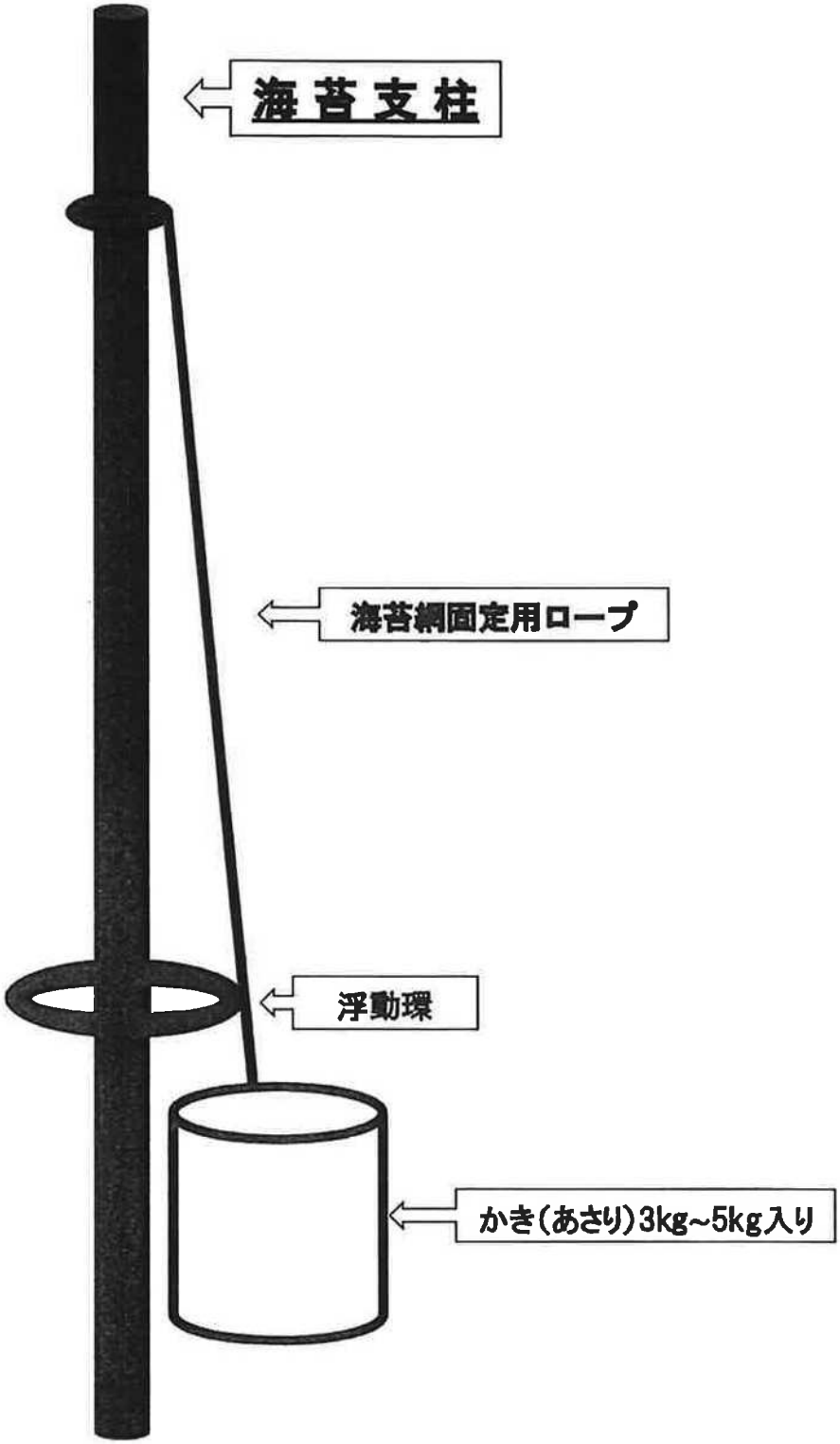
海苔支柱
海苔網固定用ロープ
浮動環
かき(あさり)3kg~5kg入り

試験養殖漁場位置図

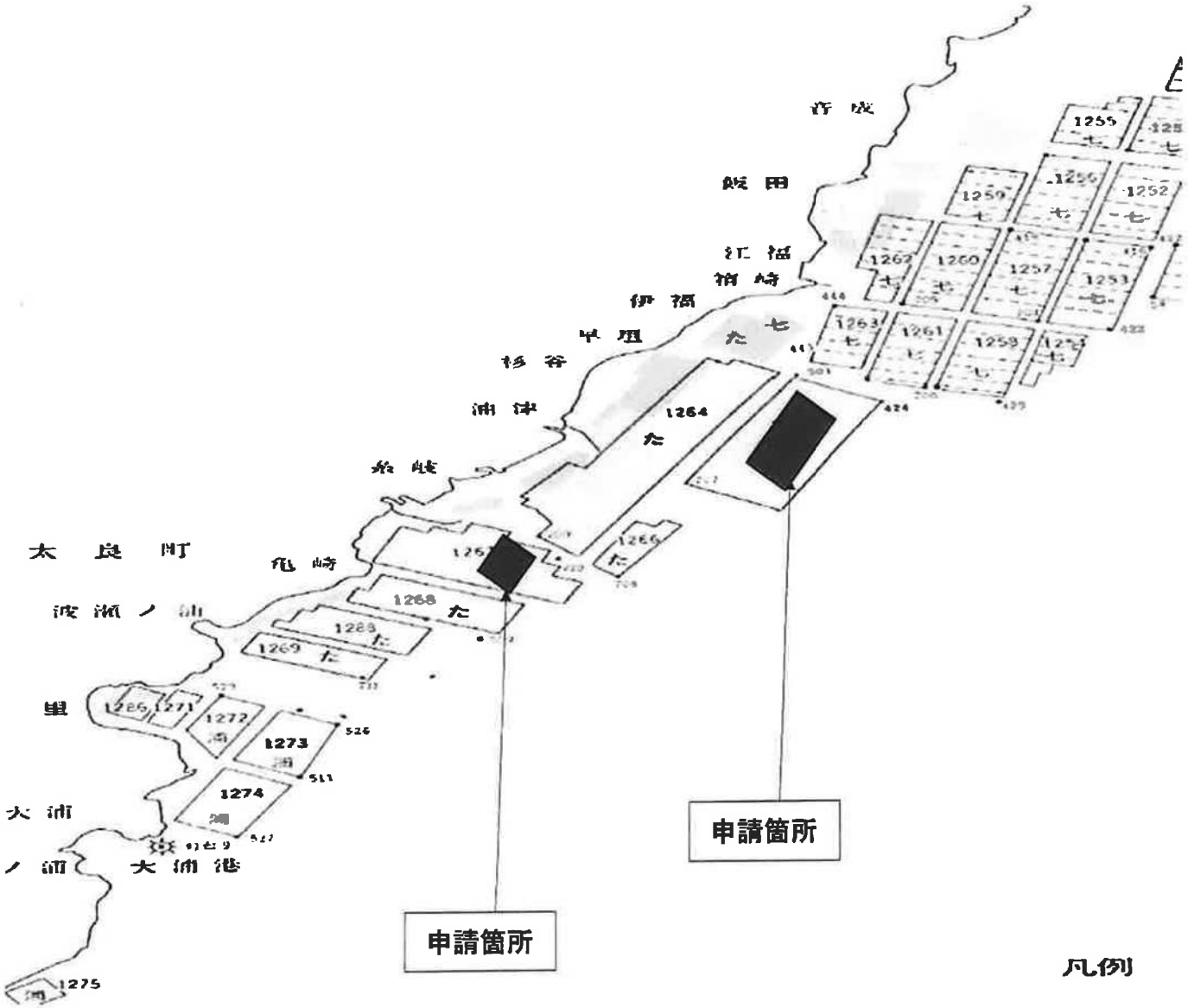
吉成
飯田
江福
宿崎
伊福
早厘
杉谷
浦津
糸岐
太良町
亀崎
波瀬ノ浦
里
大浦
ノ浦
大浦港
1255
1256
1252
1259
1262
1260
1257
1253
1263
1261
1259
1264
1268
1269
1266
1271
1272
1273
1274
1275
申請箇所
申請箇所
凡例

同　意　書

佐賀県有明海漁業協同組合たら支所
支所運営委員長　　惠 﨑　俊 幸 様

令和6年7月9日付　たら支所二枚貝垂下試験養殖については、異議なく同意いたします。

令和6年 7月10日

佐賀県有明海漁業協同組合 鹿島市支所
支所運営委員長　　中 島　　龍 ㊞

同　意　書

佐賀県有明海漁業協同組合たら支所
支所運営委員長　　惠﨑　俊幸 様

令和6年7月9日付　たら支所二枚貝垂下試験養殖については、異議なく同意いたします。

令和6年 7月 11日

佐賀県有明海漁業協同組合　大浦支所
支所運営委員長　　貞包　保則　㊞

令和６年度貝類垂下試験養殖業務委託契約書

令和６年度試験養殖の委託について、佐賀県有明水産振興センター（以下「甲」という。）と佐賀県有明海漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条　甲は、貝類垂下試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

２　乙は、善良な管理者の注意をもって、業務委託を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条　乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

２　委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

第3条　甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条　業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和７年５月 31 日までとする。

（費用負担）

第5条　委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

第6条　委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

（契約の解除等）

第7条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

２　乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更をおこなうことができる。

（損害賠償）

第8条　乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

（契約外事項の処理）

第9条　この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和６年 7月 17 日

甲　小城市芦刈町永田 2753-2
佐賀県有明水産振興センター
所長　中島　則久

乙　佐賀市西与賀町大字厘外 821 番地４
佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保　敏

水産第１７４２号
令和６年７月１７日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会　長　　西久保　敏　様

佐賀県知事　山　口　祥　義

佐賀県有明海区における区画漁業の免許について（諮問）

令和６年６月１日付けで公示した佐賀県有明海区における区画漁業の漁場計画（計２２件）について、佐賀県有明海漁業協同組合から免許申請がありました。

ついては、漁業法第７０条の規定により、貴委員会の意見を求めますので、令和６年７月３１日（水）までに答申してくださるようお願いいたします。

（担当：農林水産部水産課）

令和6年区画漁業権漁場計画（案）　＜佐賀県有明海区＞

区分			令和５年 漁場計画	令和６年 漁場計画(案)	増　減　（△）	備　　考
共同漁業	第一種		1	1	0	—
	第二種		1	1	0	—
	第三種		1	1	0	—
	共同計		3	3	0	
入区画漁業権Ⅴ	第一種区画	のり養殖業	276	276	0	（１）漁場拡大：第1172号、第1173号、第1174号、第1250号、第1252号、第1255号、第1256号、第1259号 （２）漁場縮小：第1191号、第1192号、第1254号、第1258号 （３）魚種追加：第1194号、第1195号、第1203号、第1204号、第1213号、第1234号、第1251号 （４）区画移動及び魚種追加：第1246号、第1249号
		かきひび建養殖業	14	15	1	（５）久保田町支所（新規漁業権：第2015号）
		もがいひび建養殖業	28	28	0	—
		かき垂下式養殖業	3	3	0	—
	小計 （第一種区画）		321	322	1	
	第三種区画	もがい養殖業	41	41	0	—
		あさり養殖業	62	62	0	—
		あげまき養殖業	51	49	△2	（６）久保田町支所（漁場消滅：第5042号、第5043号）
		くまさるぼう養殖業	0	0	0	—
	小計 （第三種区画）		154	152	△2	
合計			478	477	△1	

※ 数字は件数（区画数）

佐賀県有明海における共同漁業、区画漁業免許申請者一覧

漁業権番号	漁業種類･名称	免許申請件数	申請者	
			住所	氏名又は名称
有共 1号	第一種･第二種共同漁業権	―	佐賀市西与賀町大字厘外821番地4	佐賀県有明海漁業協同組合
有共 2～3号	第三種共同漁業権	―	同　上	同　上
有区 1001号 ～ 1288号	第一種区画漁業 のり養殖業	21	同　上	同　上
有区 2001号 ～ 2015号	第一種区画漁業 かきひび建養殖業	1	同　上	同　上
有区 2101号 ～ 2103号	第一種区画漁業 かき垂下式養殖業	―	同　上	同　上
有区 3002号 ～ 3030号	第1種区画漁業 もがいひび建養殖業	―	同　上	同　上
有区 3302号 ～ 3343号	第三種区画漁業 もがい養殖業	―	同　上	同　上
有区 4001号 ～ 4065号	第三種区画漁業 あさり養殖業	―	同　上	同　上
有区 5001号 ～ 5054号	第三種区画漁業 あげまき養殖業	―	同　上	同　上
合　計		22		

区画漁業権（新規漁場）申請者一覧　　（適 格 性 審 査）　　（佐賀県有区）

漁業種類 及び 公示番号	申　　請　　者 （関係支所名）	既存漁場　a 地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯数	新規漁場　b 地元地区内に住所を有し１年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯数	左のうち漁業協同組合員の属する世帯数	a 又は b × 2/3
かきひび建て 有区第2015号	佐賀県有明海漁協　（久保田町）		23	23	16

※　新規漁場のみ表示

※　既存漁場（移動、形状変更を含む）については、ａ（地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯数）のうち漁協組合員の属する世帯数の割合は全て１００％

佐有漁協指第１２０号
令和６年７月１日

佐賀県知事　山口　祥義　様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保　敏

えび２そう船びき網漁業の許可について（要望）

謹啓　貴台益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

本県有明海海域における水産業振興並びに漁業調整につきましては、日頃より特段のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、標記許可につきまして、当組合大浦支所運営委員長より「本年の操業開始時期は、９月５日よりお願いしたい」として要望書が提出されております。

えび２そう船びき網は上びき網であることから、エビの成長度合いを考慮し漁業経営上、前倒しの許可もあり得ると考えておりましたが、一方でアンコウ網・竹羽瀬漁業者より、えび２そう船びき網の早期操業開始はシバエビを対象とする漁船漁業者にとっては相場下落により厳しいものがあるため、操業開始時期を 10 月 1 日にしていただきたいと相反する要望書が提出されております。

アンコウ網・竹羽瀬漁業者からこの様な要望がなされ、生計への依存度の大・小はあると思われますが、えび三重流し刺網・投網業者にも該当することであり、組合として貴県にてご判断をいただきたく要望いたします。

記

添付書類　・大浦支所運営委員長よりのえび２そう船びき網漁業許可についての要望書（写）

・アンコウ網・竹羽瀬漁業者よりのえび２そう船びき網漁業の許可条件についての要望書（写）

令和６年６月 10日

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保 敏　様

佐賀県有明海漁業協同組合大浦支所
支所運営委員長　貞包 保則

えび二そう船びき網漁業許可について(要望書)

当大浦地区の漁船漁業につきましては、日頃より格別の御指導と御配慮により沿岸漁業振興に御協力を賜り、関係漁民一同深く感謝しているところでございます。

さて、例年関係各位の特別の御理解により「えび2そう船びき網漁業」の許可を受け、冬期潜水器漁業並びに出稼期までのつなぎとして操業をし、生計を維持している状況であります。

今年も漁期となり海老の郡遊が見受けられるようになりました。
10月初旬になれば海老は浮上せず深く沈み又下に下る習性が見受けられます。
最盛期としては9月５日頃より10月初旬迄が絶好の漁期であり、これを逸しては豊漁も望めません。

今年も操業者全員を集め海苔業者に迷惑をかける操業はしないと確約させており本人達も誓約しております。

つきましては事情を御賢察下さり9月５日より操業出来ますよう要望致します。

令和6年6月26日

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　　西久保　敏　様

アンコウ網漁業者
[redacted]
竹羽瀬漁業者
[redacted]

えび２そう船びき網漁業の許可条件について（要望）

謹啓　残暑の候、ますますの御健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より有明海の漁業振興につきましては、特段のご配慮を賜わり厚くお礼申し上げます。

ご高承のとおり、有明海で営んでいるアンコウ網及び竹羽瀬漁業は主に潮流を頼った漁法であるため、海況の変化等の不確定な要因により漁獲量の変動が激しく日々不安定な生活を強いられております。

さて、標記の漁法は動力を使用した数少ない船びき網漁法であり、その漁獲量は他の網漁業とは比較にならないほど一度に大量の水揚げがあり、場合によっては市場でのシバエビの相場単価が落ち込んでいるのが現状であり、漁業者間の話し合いにより出荷調整も考えなければならない時期に来ていると思われます。

この様な状況の中、シバエビを対象とするえび２そう船びき網漁業の許可開始が早まっていくのではないかと大きな懸念を抱くとともに、このままでは有明海においての漁船漁業の経営が確実に困難になっていくのではないかと危惧致します。

つきましては、こうした事情をご賢察の上、えび２そう船びき網漁業の許可に際し操業の開始を下記のとおりとされますよう、要望方々お願い申し上げます。

記

えび２そう船びき網漁業の許可に際し、操業開始を１０月１日として頂きたい。

水産第1662号
令和6年7月16日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長　西久保　敏　様

佐賀県知事　山口　祥義　佐賀県知事印

令和６年度機船船びき網（えび２そう船びき網）漁業の
許可方針（案）について（諮問）

このことについて、別添のとおり佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長から要望書が提出されました。

つきましては、別添のとおり許可方針を定めることについて、佐賀県漁業調整規則第１１条第３項、同条第５項及び第１５条第２項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課）

令和６年度機船船びき網（えび２そう船びき網）漁業許可方針（案）

第１　制限措置

１　漁業種類

えび２そう船びき網漁業

２　許可又は起業の認可をすべき船舶の数

５０隻（２５統）

３　船舶の総トン数

制限なし

４　推進機関の馬力数

制限なし

５　操業区域

佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）

６　漁業時期

佐賀県有明海　　９月１５日から１１月２５日まで

農林水産大臣管轄漁場　９月２０日から１１月３０日まで

７　漁業を営む者の資格

（１）　佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者

（２）　佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者

（３）　佐賀県漁業調整規則（令和２年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第１０条第１項各号のいずれにも該当しない者

（４）　適切な資源管理を実践できる者

（５）　漁業の生産力の向上に努めようとする者

（６）　過去１年間に漁業関係法令違反による司法処分を受けていない者

第２　許可の有効期間

令和６年９月１５日から令和６年１１月３０日まで

第３　申請すべき期間

１　申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和６年７月２６日から令和６年８月２６日までとする。

２　申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、２５件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。なお、件数の計算は、２隻１統を１件とする。（以下この許可方針において同じ。）

３　令和６年１０月３１日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が２５件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加し

た申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。

４　合計数が２５件に到達した日以降から令和６年１０月３１日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第１１条第１項に基づく公示をした日から次の開庁日までとし、これ以降の申請期間の取扱いは、上記３に同じ。

第４　許可の基準

１　令和６年７月２６日から令和６年８月２６日までにおける受付数が２５件を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、異なる順位に該当する者同士が僚船指定した場合には、より低い方の順位を両者に適用する。また、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第９条第１項第２号に該当する場合は、この限りでない。

（１）　令和５年１１月３０日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。

（２）　令和５年１１月３０日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者から、許可を受けていた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者

（３）　前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者

（４）　当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者

（５）　上記（１）から（４）に該当しない者

２　令和６年８月２６日以降における合計数が２５件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、異なる順位に該当する者同士が僚船指定した場合には、より低い方の順位を両者に適用する。また、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第９条第１項第２号に該当する場合は、この限りでない。

（１）　許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者

（２）　当該知事許可漁業の許可を有している者又は前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者

（３）　当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者

（４）　上記（１）から（３）に該当しない者

第５　条件

１　次に掲げる区域で操業してはならない。

（１）　区画漁業権に基づくのり漁場の周囲１００メートル以内の区域。ただし、農林水産大臣管轄漁場においては、区画漁業権に基づくのり漁場の周囲２００メートル以内の区域。

（２）　竹羽瀬から１００メートル以内の区域。

２　指定された船以外を僚船に使用してはならない。

３　操業の際は、県が定める標旗を船舷上１．５メートル以上の高さに掲げなければならない。

４　使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。

佐有漁協指第１２９号
令和６年７月８日

佐賀県知事　山口　祥義　様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長　西久保　敏

グチ固定式刺網漁業（特認）許可について（要望）

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、本年度も当漁協組合員 中島作好 他3名 より標記漁業許可について別添とおり要望がありましたので、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

記
添付書類　「佐賀県西部地区網漁業者一同」よりの要望書（写）

写

要望書

県当局におかれては、かねてより水産業の振興及び漁業基盤整備等については格別の御指導と御高配を賜り、感謝申し上げます。

御承知の通り私たちは、４トン内外の漁船を所有し漁業を営み漁家経済を維持しております。

本県の水産業は、昭和三十年頃より海苔養殖漁業が基幹産業として発展し現在に至っております。

この海苔養殖漁期間、網漁業者は操業区域の制限をうけ海苔養殖漁場内での操業が出来ないことになっております。

このような実情から昭和六十年度に県知事殿、漁業調整委員会へ陳情申し上げ御検討を頂き、試験操業として許可をうけ、他漁種に迷惑をかけないように操業してまいりました。

本年度も是非御許可下さいます様連署をもって要望致します。

記

一、漁業権免許区域が拡大し網漁業の制限をうける為、漁獲量が減少しているので、海苔漁場内の潮通しでグチ固定式刺網漁業の許可をお願いする。

二、署名の者は刺網漁業の周年操業を行わないと漁家経済の維持が保てません。

今年も昨年同様九月一日から操業ができますよう何卒御許可を御願い申し上げます。

令和6年7月1日

佐賀県西部地区網漁業者一同

意　　見　　書

令和 6 年 7 月 1 日

佐賀県有明海漁業協同組合

代表理事組合長　西久保　敏　　様

（支所名）佐賀県有明海漁業協同組合　新有明支所

（代表者名）支所運営委員長　久　野　健児郎　㊞

今般、別紙陳情書のとおり網漁業操業の件について申出がありましたが.

当支所としてもこの件につきましては、同意致しますので許可下さいます

様、県に対して要望頂きたく宜しくお願いお願い申し上げます。

佐賀県西部地区網業者

[redacted]

同　　意　　書

令和6 年6 月26日付でお願いがあったグチ固定式刺網漁業操業について同意します。

令和 6 年 7 月 1 日

（住　所）佐賀県杵島郡白石町大字新明2813番地

（支所名）佐賀県有明海漁業協同組合　新有明支所

（代表者）支所運営委員長　久　野　健児郎　㊞

（住　所）佐賀県杵島郡白石町大字新明2813番地

（支所名）佐賀県有明海漁業協同組合　白　石支所

（代表者）支所運営委員長　古　賀　昭　洋　㊞

（住　所）佐賀県鹿島市浜町1707番地

（支所名）佐賀県有明海漁業協同組合　鹿島市支所

（代表者）支所運営委員長　中　島　　龍　㊞

令和 6 年 6 月 26 日

佐賀県有明海漁業協同組合
新有明支所運営委員長　様
白石支所運営委員長　様
鹿島市支所運営委員長　様

グチ固定式刺網漁業操業に係る同意について

標記の件につきまして、下記のとおり操業致したく存じますので御同意下さいます様お願い申し上げます。

尚、操業に当たっては海苔養殖漁業者とのトラブルを起こさないことを厳守すると共に、許可に付された制限又は条件を遵守し、違反操業等絶対ないよう致しますので、宜しくお願い申し上げます。

記

1．漁業種類　　グチ固定式刺網漁業

2．操業期間　　許可の日から令和７年４月３０日まで

3．操業区域　　別紙のとおり

4．漁業許可申請者

[redacted]

㊞

㊞

水産第1735号
令和6年7月17日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長　西久保　敏　様

佐賀県知事　山口　祥義

令和６年度固定式刺網漁業（特認）の許可方針（案）について（諮問）

このことについて、別添のとおり佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長から要望書が提出されました。

つきましては、別添のとおり許可方針を定めることについて、佐賀県漁業調整規則第１１条第３項、同条第５項及び第１５条第２項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課）

令和６年度固定式刺網漁業（特認）許可方針（案）

第１　制限措置

１　漁業種類

ぐち固定式刺網漁業

２　許可又は起業の認可をすべき船舶の数

操業区域の（１）と（２）は合計１２隻

操業区域の（３）－①は３隻、（３）－②は３隻、（３）－③は３隻

３　船舶の総トン数

制限なし

４　推進機関の馬力数

制限なし

５　操業区域

（１）　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域。ただし、のり養殖免許漁場間の縦船通しを除く。

ア　第３３２号鋼管	イ　第３３５号鋼管	ウ　第３３７号鋼管
エ　第３５０号鋼管	オ　第３９２号鋼管	カ　第３５１号鋼管
キ　第３９５号鋼管	ク　第３７４号鋼管	ケ　第３７５号鋼管
コ　第４３１号鋼管	サ　第４３２号鋼管	シ　第４２９号鋼管
ス　第　５８号鋼管	セ　第４２２号鋼管	ソ　第４４４号鋼管
タ　第４１４号鋼管	チ　第４０４号鋼管	ツ　第４０３号鋼管
テ　第４００号鋼管	ト　第３７９号鋼管	ナ　第３９７号鋼管
ニ　第３６７号鋼管	ヌ　第３９６号鋼管	ネ　第３６０号鋼管
ノ　第３５８号鋼管	ハ　第３９４号鋼管	

（鋼管の緯度経度及び緯度経度に基づく操業区域図は別紙のとおり）

（２）　次の第１種区画漁業権（のり養殖業）免許漁場内

①　有区第１２１２号、有区第１２１３号、有区第１２１４号、有区第１２１６号

②　有区第１２１５号、有区第１２１７号、有区第１２１８号、有区第１２１９号、有区第１２２２号、有区第１２２４号、有区第１２２６号、有区第１２２８号、有区第１２２９号、有区第１２３０号、有区第１２３１号、有区第１２３２号、有区第１２８７号

（３）　次の第１種区画漁業権（のり養殖業）免許漁場内

①　有区第１１９４号、有区第１１９５号、有区第１１９８号、有区第１２０３号、有区第１２０４号、有区第１２０６号、有区第１２０７号、有区第１２１０号

②　有区第１２７２号、有区第１２７３号

③　有区第１１７４号、有区第１１８５号、有区第１１８６号、有区第１１８７号、有区第１１８８号、有区第１１８９号、有区第１１９０号、有区第１１９１号、有区第１１９２号

６　漁業時期

９月１日から翌年４月３０日まで

７　漁業を営む者の資格

（１）　佐賀県有明海漁業協同組合の正組合員であり、かつ、次に掲げる操業区域ごとに定める者

ア　操業区域（１）　新有明支所、白石支所（旧 白石町北明支所）、鹿島市支所に属する者

イ　操業区域（２）－①　白石支所（旧 白石町北明支所）に属する者

ウ　操業区域（２）－②　新有明支所に属する者

エ　操業区域（３）－①　久保田町支所に属する者

オ　操業区域（３）－②　大浦支所に属する者

カ　操業区域（３）－③　福富町支所に属する者

（２）　過去１年間に漁業関係法令違反による司法処分を受けていない者

（３）　固定式刺網漁業の許可を有している者

（４）　操業区域内におけるのり養殖漁業権者の同意のある者

（５）　佐賀県漁業調整規則（令和２年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第１０条第１項各号のいずれにも該当しない者

（６）　適切な資源管理を実践できる者

（７）　漁業の生産力の向上に努めようとする者

第２　許可の有効期間

令和６年９月１日から令和７年４月３０日まで

第３　申請すべき期間

１　申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和６年７月２６日から令和６年８月１９日までとする。

２　申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、操業区域ごとに定める許可又は起業の認可をすべき船舶の数（以下「最高隻数」という。）に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。

３　令和７年３月３１日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が最高隻数に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。

４　合計数が最高隻数に到達した日以降から令和７年３月３１日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第１１条第１項に基づく公示をした日から次の開庁日までとし、これ以降の申請期間の取扱いは、上記３に同じ。

第４　許可の基準

１　令和６年７月２６日から令和６年８月１９日までにおける受付数が最高隻数を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第９条第１項第２号に該当する場合は、この限りでない。

（１）　令和６年４月３０日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。

（２）　令和６年４月３０日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者から、許可を受けていた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者

（３）　前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者

（４）　当該知事許可漁業及び固定式刺網漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者

（５）　上記（１）から（４）に該当しない者

２　令和６年８月１９日以降における合計数が最高隻数を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第９条第１項第２号に該当する場合は、この限りでない。

（１）　許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者

（２）　当該知事許可漁業の許可を有している者又は前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者

（３）　当該知事許可漁業及び固定式刺網漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者

（４）　上記（１）から（３）に該当しない者

第５　条件

１　操業の際は、県が定める標旗を船舷上１．５メートル以上の高さに掲げなければならない。

２　操業中は、使用船舶を漁具の周囲５０メートル以内に停めておかなければならない。

３　使用する網は、高さ２メートル以下、長さ２００メートル以下でなければならない。

４　使用する漁具は、１統でなければならない。

５　網の両端に漁業を営む者の氏名及び住所を記載した浮標をつけなければならない。

ぐち固定式刺網
漁業操業区域

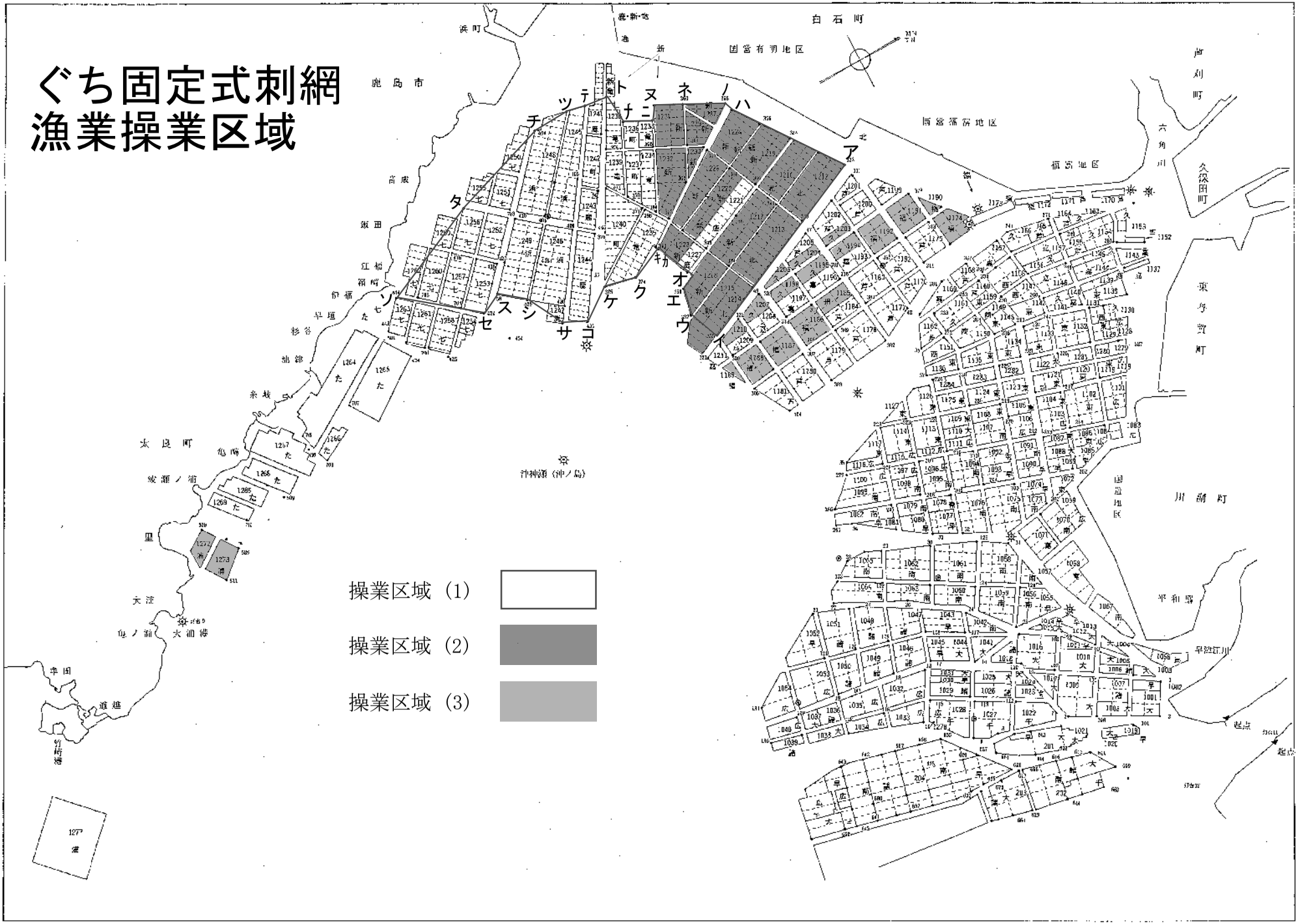

ぐち固定式刺網漁業の操業区域（1）の緯度経度

（秒表示）

鋼管番号	緯度			経度		
	度	分	秒	度	分	秒
332	33	8	21.287	130	11	53.071
335	33	6	4.860	130	13	0.483
337	33	5	55.616	130	12	37.140
350	33	6	0.760	130	12	14.189
392	33	6	9.435	130	12	4.764
351	33	5	58.776	130	11	35.954
395	33	5	58.292	130	11	32.001
374	33	5	36.911	130	11	46.129
375	33	5	13.632	130	11	40.575
431	33	4	51.390	130	11	58.836
432	33	4	36.083	130	11	49.218
429	33	4	22.788	130	11	16.503
58	33	4	6.863	130	11	0.628
422	33	3	53.307	130	11	9.523
444	33	3	6.701	130	10	21.997
414	33	4	17.273	130	9	45.279
404	33	5	26.544	130	9	20.595
403	33	5	52.486	130	9	20.439
400	33	6	6.250	130	9	23.351
379	33	6	20.401	130	9	27.658
397	33	6	22.674	130	9	51.252
367	33	6	40.529	130	10	2.136
396	33	6	47.361	130	9	50.892
360	33	7	5.044	130	10	2.676
358	33	7	28.565	130	10	21.591
394	33	7	31.931	130	10	27.103

（分表示）

鋼管番号	緯度		経度	
	度	分	度	分
332	33	8.355	130	11.885
335	33	6.081	130	13.008
337	33	5.927	130	12.619
350	33	6.013	130	12.236
392	33	6.157	130	12.079
351	33	5.980	130	11.599
395	33	5.972	130	11.533
374	33	5.615	130	11.769
375	33	5.227	130	11.676
431	33	4.857	130	11.981
432	33	4.601	130	11.820
429	33	4.380	130	11.275
58	33	4.114	130	11.010
422	33	3.888	130	11.159
444	33	3.112	130	10.367
414	33	4.288	130	9.755
404	33	5.442	130	9.343
403	33	5.875	130	9.341
400	33	6.104	130	9.389
379	33	6.340	130	9.461
397	33	6.378	130	9.854
367	33	6.675	130	10.036
396	33	6.789	130	9.848
360	33	7.084	130	10.045
358	33	7.476	130	10.360
394	33	7.532	130	10.452

令和６年7月5日

佐賀県有明海区漁業調整委員会　会長　様

住　所　福岡県福岡市博多区博多駅中央街7番21号
氏　名　パシフィックコンサルタンツ株式会社
九州支社長　中野　卓朗

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外申請書

下記により佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外を受けたいので申請します。

記

1　目的

佐賀空港滑走路延長事業において、「環境影響評価法」及び飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を行うため、環境調査（魚類、底生生物調査）を実施するものである。

2　適用除外の許可を必要とする事項

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第６４号、第６５号、第６６号、第６７号

3　使用船舶

(1)　船　　名
(2)　漁船登録番号
(3)　総 ト ン 数
(4)　推進機関の種類及び馬力数
(5)　所 有 者 氏 名

4　採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

別紙2 による海域4地点に生息する魚類及び底生生物の全般を採捕予定
・魚　　類　各地点各種 100個体以下
・底生生物　各地点 10kg以下

5　採捕の期間

令和6年9月1日から令和7年8月31日まで
・魚類・底生生物：2季 初夏季、秋季～冬季、各1日程度

6　採捕の区域

別紙2：●：魚類・底生生物調査地点【海域】にある4地点を対象とする。
・空港施設西側：地点1　・空港施設南側：地点2、3　・空港施設東側：地点4

7　使用漁具及び漁法

別紙2・3：タモ網、定置網、さし網、スコップ掘り起し

8　採捕に従事する者の住所及び氏名

別紙1　採捕人名簿に記載した名のとおり

●別紙1　採捕人名簿

住所	氏　名	ひらがな
[redacted]		

●別紙2　調査位置図

※地理院タイル（全国最新写真）を加工して作成

調査内容

調査内容	
調査項目	1)水生動物相の状況 2)水生動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 3)注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である水生動物の種の生息状況及び生息環境の状況
調査手法	魚類　:任意採集法(水路・海域) 底生動物:任意採集法(水路・海域)
調査地点	魚類　:対象事業実施区域内の8地点(水路・海域) 底生動物:対象事業実施区域内の8地点(水路・海域)
調査期間等	魚類　:2季(初夏季、秋季～冬季)、各1日程度 底生動物:2季(初夏季、秋季～冬季)、各1日程度

予定魚具等

・カゴ網	内水面	地点1234
・タモ網	海域・内水面	地点1234・地点1234
・定置網	海域	地点1234
・刺し網	海域	地点1234
・スコップ掘り起し	海域	地点1234

●別紙3　使用漁具及び漁法

陸域

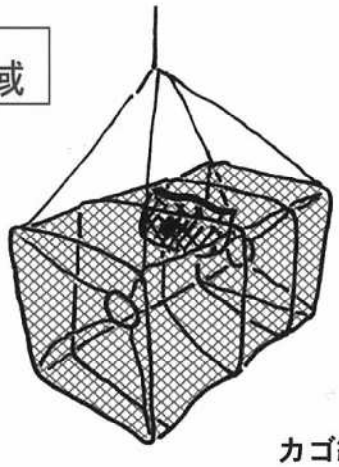

カゴ網

海域

陸域

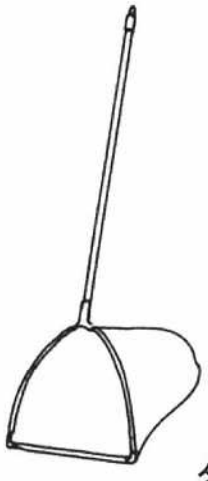

タモ網

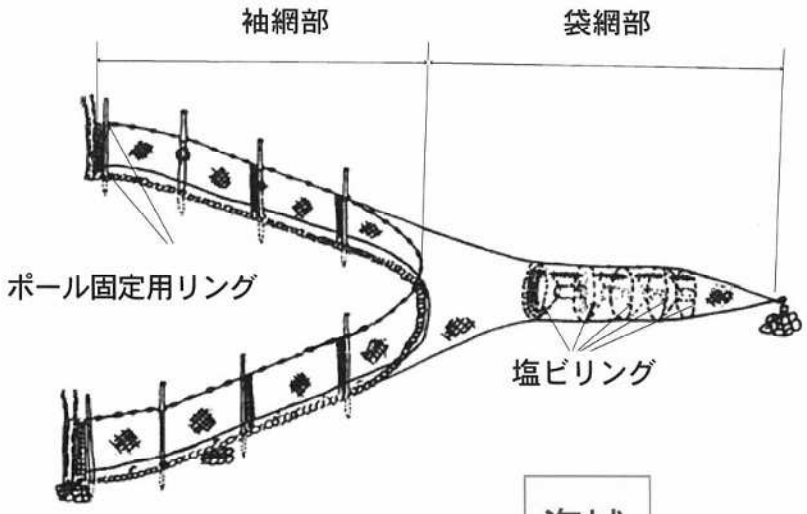

定置網の構造

海域

さし網漁

海域

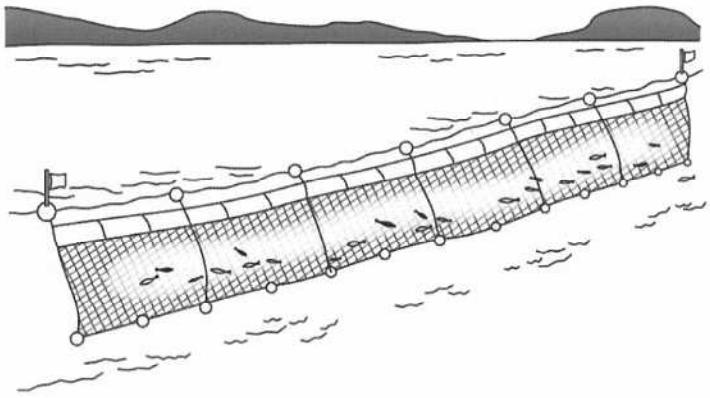

出典：国土交通省 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（魚類調査編）

特別採捕同意書

令和６年７月 5 日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
九州支社長　中野 卓朗　殿

住所　佐賀市西与賀町大字屋外821番地2
氏名　佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏

貴事務所から同意申請のあった下記の調査について、同意します。

記

1　目　　的
佐賀空港周辺海域における魚類・底生動物の生息状況を把握する。

2　採捕しようとする水産動植物の名称及び数量
採捕された魚類、底生動物のすべて
（底生動物の採捕個体は、原則として現地でホルマリンで固定し持ち帰り、同定する。
魚類の採捕個体は、現地調査（同定）終了後、放流する。）

3　採捕の期間　　許可の日から　令和７年　８月　31日　まで
（期間中、４回（４季）×3日間程度実施予定）

4　採捕の区域
水生動物調査：佐賀空港沖合海域　４地点（地点　1、2、3、4）

5　使用漁具及び漁法
投網、タモ網、サデ網、定置網、刺し網、スコップによる掘り起こし

土木設計業務等委託契約書

1　委託業務の名称　延長整備　第９９１-３０１０－００１号
佐賀空港滑走路延長整備委託（調査・準備費）

2　履行期間　令和　6年　5月　29日から
令和　8年　3月　13日まで

3　業務委託料　￥１６０，３５４，７００．－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥14,577,700.-）

4　業務内容　別添設計図書のとおり

5　契約保証金　￥１６，０３５，４７０．－

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

この契約の証として本書二通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有する。

令和　6年　5月　29日

発注者　住　所　佐賀市城内一丁目１番５９号
佐賀県　地域交流部　空港課
氏　名　空港課長　田中丈晴

受注者　住　所　佐賀市兵庫南七丁目８番３１号
氏　名　パシフィコ・エンジニアサルタンツ株式会社
佐賀事務所　所長　藤田　浩嗣

別紙様式１

令和６年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
話題提供希望又は議論したい項目

佐賀県連合海区漁業調整委員会

話題提供希望又は議論したい項目 クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援について（案） 【継続】（一部変更）
上記を提案した理由等 本県のクロマグロ漁業は、沿岸海域で延縄、曳き縄釣、一本釣等で漁獲を行っているが、漁獲制限が開始されて以降、漁獲対象種をブリやサワラ等に転換し、クロマグロを目的とした操業を自粛することで、配分枠が少ないながらも漁獲可能量の遵守に努めてきた。 近年は、これまであまり漁獲が見られなかった時期にクロマグロが来遊し、釣りや定置網等において漁獲がみられているが、配分枠遵守のため、放流作業や混獲回避等の労務負担が増大し、漁家経営の悪化を招いている。 ついては、クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援のため、次の事項を要望いたします。 １　国際委員会において、直近のデータに基づく資源評価結果を反映した漁獲枠の増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。 ２　国際委員会で漁獲枠の増枠が承認された際は、大型魚だけでなく、小型魚も一定程度増枠すること。また、沿岸の零細な漁船漁業に優先的に配分し、各県や漁業種間で不公平が生じないよう、操業特性や近年の漁獲実態等を考慮し、より実状にあった配分を行うこと。 ３　漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、放流活動、休漁に対する支援への十分な予算の確保や支援制度の拡充を図ること。 ４　クロマグロ資源の回復による、イカ等を含めた他の水産資源への影響評価を行うこと。

別紙様式１

令和６年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
話題提供希望又は議論したい項目

佐賀県連合海区漁業調整委員会

話題提供希望又は議論したい項目 ミニボートによる危険行為の防止について（案）【継続】
上記を提案した理由等 規制緩和により免許・登録が免除されたミニボート（長さ３ｍ未満かつ機関出力 1.5kW 未満）は、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺等で遊漁を行っており、操業や漁船の航行に多大な支障が生じている。 海上保安庁が取りまとめたミニボートの事故発生状況をみると、平成９年は、年間５０隻前後であったものが徐々に増加し、令和に入ってからは、１００件以上で推移している。 このため、全国各地で安全講習会の開催や、ミニボート販売時に「ミニボート安全マニュアル」を同封するなどの普及活動を積極的に実施されているものと認識している。 しかし、海洋性レジャー人口の増加や、気候変動に伴う天候急変による海難事故の増加が懸念されることから、さらなる普及活動の徹底と安全対策上の制度創設が必須と認識しています。ついては、海面における海難事故を防止し、人命の安全を守るため、次の事項を要望いたします。 １　ミニボート所有者の登録と保険（特に遭難救助費用を対象）加入をセットとした制度を創設すること。 ２　ミニボート利用者に安全講習会の受講を促すとともに、ミニボート販売業者にも購買者に受講を促すよう引き続き強く働きかけること。 ３　衝突事故防止のための目印となる旗やレーダー反射板などの安全装備を必置するよう、引き続き業界に強く働きかけるとともに、購買者等への普及啓発を強化すること。 ４　安全対策上の制度創設等にあたっては、国土交通省、水産庁等関係機関が今後ともより一層協力しながら行うこと。

公印省略

６漁調委第３３号
令和６年５月２２日

九州各県海区漁業調整委員会事務局長　様

福岡県海区漁業調整委員会事務局長

令和６年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の
提出議題について（照会）

標記の会議について、下記のとおり開催を予定しております。
ついては、本会議において話題提供や議論すべき項目等は別紙様式１、国への提案議題（要望事項）は別紙様式２に御記載の上、８月３０日（金）までに当事務局まで、電子メール（Word ファイル）で御送付願います。
今後、各県からの要望事項等をとりまとめ、９月中旬を目途に各海区に御意見及び出席者の照会をさせていただく予定です。
また、連合海区が設置されている県におかれましては、単海区への照会は行いませんので、連合海区による取りまとめをお願いいたします。

記

１　期　日：令和６年10月２９日（火）から１０月３０日（水）
２　場　所：博多サンヒルズホテルを予定
（福岡県福岡市博多区吉塚本町 13 番 55 号）
３　会　議
(1) 本会議（１０月２９日）　午後２時３０分から午後５時まで
(2) 情報交換会（１０月２９日）　午後６時から午後８時まで
(3) 視察（１０月３０日）　午前８時から１２時頃まで
４　留意点
提案議題（要望事項）は、「要望事項とりまとめの留意点について（平成１９年６月２９日付け全国海区漁業調整委員会連合会会長）」に従い御提案ください。

問い合わせ先
福岡県海区漁業調整員会事務局
担当：松本
TEL：092-643-3557
FAX：092-543-3558
E-mail：chikuzen-fac@pref.fukuoka.lg.jp

参　考　資　料

「　要望事項とりまとめの留意点について　」

平成２０年度以降の要望事項については、下記の点に留意のうえ、提案して頂きますようお願いします。

記

1　要望事項は、漁業調整や資源管理上の問題など、海区漁業調整委員会としての権限と機能に則したものであって、全国海区漁業調整委員会連合会の要望として相応しいもの（原則として、漁業制度に関する問題、外国との漁業調整・資源管理に関する問題、大臣許可漁業との漁業調整・資源管理に関する問題、その他広域漁業調整委員会が処理すべき事項以外の漁場利用、漁業調整、資源管理、安全操業などに関する問題とする。）であること。

2　要望事項は、可能な限り具体的な提案であること。

3　要望事項の文案は、ポイントを絞って簡潔に表現されていること。

4　継続要望の文案は、情勢の変化を的確に反映した表現とすること。

5　要望事項の文案とは別に、要望に至った具体的な事例や背景などを記載した文書を作成し、添付すること

平成19年6月29日
全国海区漁業調整委員会連合会長

「平成18年12月開催の全漁調連会長・副会長会議で確認された具体的な整理方針」

①　要望事項は「漁業調整」や「漁業管理」に関連したものに絞り込む
　→　「有害生物対策」と「海岸ゴミ・流木処理」は取り扱わない。
②　有害生物の除去は、漁業調整委員会が取り扱う案件ではない。
　（有害生物により漁場計画の執行に支障が生じるとの考え方には無理がある。）
③　外国からの流木対策は、一義的に一般の船舶を含む航行管理の問題。海岸ゴミ等も航行管理や環境問題の性格が強い。